

2024/9/11

渡辺政策推進課長 様
中島国博 様

吉岡 政昭

昨日は、定例議会直前の忙しい中、対応して頂き対応して頂き有り難うございました。帰ってから考えて見たのですが、渡邊さんや中島さんから受けた質問や発言に、改めて、お答えをいたします。

(1) 渡邊さんからの質問・指摘

「レアーという表現がなぜ問題なのか。それによってどんな問題、間違いがあったのか」

(吉岡の意見)：

安平町の規則「事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」(以後、要綱という)と直接向きあって、「要綱」をどう解釈し活用するか、という視点を欠き、「レアーだから」と判断の根拠を外(行政実例)に求めた。しかし、下記の「入札及び開札」の条文は、わざわざ、外部の判断を求める必要はなく、つまり、北海道や行政実例によらなくとも、安平町の「要綱」によって、「安平町の判断」が出来たはずです。

もし、最初から、安平町の「要綱」に従って、「入札作業」を行ってれば、議会での混乱もなく、町民に疑念を抱かせることもなかったでしょう。

(2) 渡辺政策推進課長 中島国博 氏からの指摘

「第8条には、新たに付加した第7項と同様の内容が書かれているが、わかりにくい」という声があったので第7項を付加した。改正したものではない」

(吉岡の意見)

「実はお二人にお会いして話をする前の私のメモには、第4項と矛盾すると書かれていた部分です。第4項には、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。と、書かれています。しかし、付け加えられた第1項には「最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないとき」とありますが、この「最低制限価格以上の価格をもって入札をした者」とは、第4項の「最低制限価格より低い価格の入札をした者」と同一ではないでしょうか。つまり、第4項では、「失格」となるのに、第7項では、「再度入札が出来る」とあります。

「失格」と「再度入札が出来る」とは、別なことです。

そもそも「失格」とは、スポーツはわかり易いのですが、「参加できない」と言うことです。競技に参加中であれば「失格」になれば、メダルをもらってもパーになるのです。少なくとも、安平町の「要綱」ではそうなっているのです。

「事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」の8条。

(入札及び開札)

第8条 事後審査型入札において、開札後、最低価格入札者について落札候補者とし、入札の参加資格があることを確認後、落札者を決定する旨の宣言をし、落札を保留するものとする。

- 2 入札保証金については、安平町契約規則第17条の規定により、入札参加資格者が契約を締結しないこととなるおそれがない等と認めるときは、入札保証金を免除することができる。
- 3 特に必要と認めた場合には、入札参加者から工事(業務)費内訳書の提出を求めることができる。
- 4 安平町契約規則第19条の規定に基づき、特に必要と認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- 5 初度の入札において、予定価格に達した入札がないときは、「再度の入札」を行う。ただし、入札の回数は、2回を限度とする。
(注、吉岡：「再度の入札」とは、①再度入札と②再度公告入札をいう。)
- 6 第2回目の入札において、落札者が決定しなかった場合には不調とし、再度公告入札を行うか、又は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき最低価格の落札者と随意契約の協議するかを選択するものとする。ただし、随意契約の協議を行い、不調の場合は、次順位の者と協議を行い、以下低い価格で入札をした者の順に同様の措置を行う。

(新たに追加分7項)

- 7 第4項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、入札執行者は、初度の入札参加者で再度入札をすることができるものとする。